

## 第 12 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成 23 年 5 月 9 日（月） 13 時 30 分 ～ 15 時 13 分  
開催場所 高知共済会館 3 階 中会議室  
参加者 (委員)  
根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員  
高村禎二委員、中越利茂委員、森永洋司委員、  
(高知県)  
田村林業振興・環境部長、大野林業振興・環境副部長、  
國吉森づくり推進課長、渡辺企画監（分収林改革担当）  
原行政管理課長、笹岡総務福利課長補佐  
欠 席 武田裕忠委員  
司 会 森づくり推進課 山中

---

(司会)

時間になりましたので、ただ今から第 12 回森林整備公社経営検討委員会を開催いたします。

私は事務局を担当しています、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆さまには、昨年度に引き続き、高知県森林整備公社経営検討委員会の委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。

本日、武田委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が、高知県森林整備公社経営検討委員会、委員名簿でございます。

次に、第 12 回高知県森林整備公社経営検討委員会、配席表でございます。

次に、本日の検討委員会の会議次第でございます。

次に、資料 1 「分離・分割後の不採算林整備策に係るメリット・デメリット」でございます。

次に、資料 2 「分離・分割後の不採算林整備策に係る収支不足額」でございます。2 枚になります。

次に、資料 3 「全国の森林整備公社の現況」でございます。

次に、「平成 22 年 9 月以降に動きのあった全国の林業公社等の状況」でございます。

次に、資料 4 「森林法の一部改正概要」でございます。

最後にホッチキス留めしてあります、左肩上に「分収造林事業 県に移管／知事－47 行政ジャーナル」と書かれてあります、「47 行政ジャーナル」のコピーでございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は、平成 23 年度の最初の委員会でありますので、開会にあたりまして田村林業振興・環境部長よりご挨拶を申し上げます。

(田村林業振興・環境部長)

それでは開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

私はこの 4 月から新部長ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、皆さまには大変お忙しい中、また連休明けで何かとお取り込み中の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

また昨年度に引き続きまして、この委員会の委員をお引き受けいただいております。重ねまして御礼を申し上げます。

委員の皆さまには、改めて申すまでもないことでございますけれども、これまで公社が国及び県の施策を背景に分収造林事業に取り組み、森林資源の造成はもとより、森林の公益的機能の発揮、あるいは地元雇用の創出など重要な役割を果たしてまいりました。

ただ、一方では公社経営を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、木材価格の大幅低下、あるいは累積した借入金の問題ですとか、非常に厳しい状況となっております。

全国の公社でも同様の課題を抱えておりまして、各都道府県におきましては、様々な公社改革に取り組んでいるところでございますけれども、中でも本年 3 月には滋賀県の方に造林公社の特定調定が成立をいたしましたし、この 4 月には群馬県林業公社が民事再生法の申請をするなど、全国的にも大きな動きが新聞などで報じられております。

本県では公社経営の改革におきまして、平成 21 年 11 月に本検討委員会を開催をさせていただいております。以来、平成 23 年 3 月の第 11 回の委員会までご議論をいただいております。

また昨年 9 月には、公社の存続を図るべきといったことを中心として、中間報告を取りまとめていただいております。

本年度は、抜本的な改革に向けた改革プランの仕上げをお願いすることになっております。今後県では、この改革プランを基本とした経営改革を実行していくこととなりますけれども、実行にあたりましては、関係団体の協力はもとより、国からの支援が必要不可欠であると考えておりまして、他の都道府県との連携をより一層強化しながら、国に対して公社への支援策の提案を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

また、25 年 11 月を期限としております、新しい公益法人制度への移行といった動きもございます。

そういったこともございますので、本日の委員会におきましては、それらの問題も含めましてご議論、ご検討をいただければというふうに考えております。

まことに簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局および行政管理課長、教育委員会総務福利課長を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました、田村林業振興・環境部長でございます。

(田村林業振興・環境部長)

田村でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

大野林業振興・環境部、副部長でございます。

(大野林業振興・環境副部長)

大野でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

國吉森づくり推進課長でございます。

(國吉森づくり推進課長)

國吉でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

渡辺森づくり推進課企画監でございます。

(渡辺企画監)

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

原行政管理課長でございます。

(原行政管理課長)

原でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

稲垣総務福利課長でございますが、今日はご欠席になっております。

(笹岡総務福利課長補佐)

代理で来ました、課長補佐の笹岡です。よろしくお願いいたします。

(司会)

前回の委員会での事務局の説明に誤りがありましたので、お詫びを申し上げますと共に、訂正させていただきます。

森林整備公社の経営方針の見直し案の中で、分離・分割後の不採算林整備策の説明において、公社が山林を購入する場合、特別交付税措置があると説明させていただきましたが、県など、地方公共団体が購入する場合は特別交付税措置があるのですが、公社が購入する場合は特別交付税措置はありませんので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

本日の日程は、お手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

## 1 「改革プラン」に関する各委員の意見について

### (1) 経営方針の具体的な見直し案について

(根小田委員長)

はい。それでは、第12回になりますが、森林整備公社経営検討委員会を開催させていただきます。

部長のご挨拶にもありましたように、一昨年11月に第1回の委員会を開催して以来、すでに11回の検討・議論を重ねております。

その間、現地の視察等も実施いたしまして、昨年9月に基本的な考え方として有利子負債の早期圧縮努力や事業手法の見直しなど、抜本的な経営改革策を実施することを前提に公社を存続させると、そういう内容の中間報告をまとめまして、それをベースにこれまで検討を進めてきております。

今年度は、最終的な改革プランの策定に向けて具体的な詰め作業をしていく、そういう段階でございます。

今日は今年度最初の委員会になりますけれども、審議内容は経営方針見直しの根幹の部分になりますので、委員の皆さまの検討・ご議論をよろしくお願いいたします。

それでは議事の、次第の最初になりますが、経営方針の具体的な見直し案について、事務局の方から最初に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

森づくり推進課の渡辺でございます。座って説明をさせていただきたいと思います。

お手元の、A3の横長の資料1をご覧ください。

前回、11回の委員会の中で分離・分割後の不採算林、いわゆるC・D・Eにランクされた山林のメリット・デメリット、あと収支がどうなるかというようなことについて、次回の委員会の中で再度議論をするというお話でございましたので、それを踏まえまして作った資料が資料1でございます。

ちょっと細かい内容になってきますが、説明をさせていただきます。

まず4つ案がございまして、「売却(案)」、項目の一つ右隣、ずっと縦に並んでおるんですが、前提条件といたしまして立木を時価で売却する。公社の分収割合が60%でございますので、その60%を売却した場合の「メリット」、「デメリット・課題」ということでございます。

メリットといたしましては、契約解除をするということに伴いまして、有利子負債の償還ができる。このC・D・Eにかかる有利子負債が現在44億8,800万円ございます。それと、償還にかかる将来金利負担、これが繰上償還をすればなくなると仮定し、この金利負担が20億9,500万円ございますのでこれがなくなると仮定しております。

それと、将来の材価下落のリスク回避ということで、これは立木を時価で売却しますので、将来下がってもこれは関係なくなると仮定。

それと、森林管理は当然不要になる。それから、土地所有者との対応も売却することによって不要になるということでございます。

一方、デメリット・課題といたしましては、1ボツ目にありますように、土地所有者の購入意思の有無、これが一番のポイントになると思います。土地所有者がお金を出して、公社分のその60%を買っていただけるかどうか、ここがポイントになってくると思います。

次に、時価売却による将来負担見込額の増大。そして将来の材価上昇、集材状況の変化による収益増加の可能性放棄ということですが、これはどういうことかと言いますと、将来売れるであろうとされる金額より安く売らざるを得ないので、将来上がった時に、その額を放棄するような形になるんじゃないかということでございます。

それと、土地所有者に山をお返ししますので、管理を十分していただけるかどうか。管理が十分できなければ荒廃の恐れがあると。そういうデメリット・課題があるということでございます。

併せて、将来入ってくるであろう価格ではなくて時価で売る、もしくは無償で譲渡するという時の、県民に理解をいただくというようなことが必要になってくるということでございます。

次に収支の話でございます。前回、収支の売却案についてご説明をさせていただきました。

基になる数字というのが、もう1枚めくっていただきまして、資料2。

資料2の一番上の、「売却(案)」の「収支不足額(全体)」のところに、166億5,100万円という数字が入っておると思うんですが、これは公社のいわゆるA・B・C・D・E、全部の山のランクを付けて、最終的に収支が166億円赤字になると。これに対して、この売却案以下の4案でやった時にどういう収支になるかということを示したものでございます。

で、ちょっと資料1の方に戻っていただきますと、最終的に13億5,200万円ほど改善されると。これは時価売却ということで、ちょっと算定を改めてやり直しましたところ、若干、166億円が13億円ほど収支が改善するという計算になってございます。細かい収支計算につきましては、また後で資料2のところで説明をさせていただきたいと思います。

あと、「分析」というところがあるんですけども、これは相対分析ということでございまして、このとおりかどうか、感覚的なものがあるんですけども、例えば「県民負担」でいきますと、先ほどお話しさせていただきましたように、有利子負債が圧縮できるとか、公社の管理費がいらなくなるとかいうところが、当然現在より改善されるということで、◎という形をさせていただいています。

それとか、あと「投資額の回収」のところに▲になってるんですけども、それは現状より悪化する。いわゆる時価で売るということで、将来売ろうとする価格より低い価格で売るということで、投資額が最終的に想定より低くなるということで▲という形をさせていただいています。

「材の有利な販売」については現状と。

あと、「土地所有者対応」というところで、これは土地所有者の方にお金を出して買っていただくということで、なかなか皆さんに買っていただけるかどうかというところに疑問があるということで▲にしております。

それとあと、「新契約等の事務負担」と。ここは今でも契約変更等々で事務をやっておりますので、これは現状、あまり事務が増えるということではないというふうにさせていただきました。

それとあと、「公益的機能」のところについては、森林管理をもう土地所有者にお任せするのでちょっと不安はあると。伐採後も同様ということでございます。

それとあと、この資料を作る段階で各委員さんの所を回らせていただきまして意見をいただいたものとしましては、例えばEランク、いわゆる、これから投資するよりも売る額が、完全に赤字になる可能性が高いEランクの山については、対外的に説明できるような収支であればもう無償譲渡でも可能ではないかとの意見をいただきました。

また、Eに近いDランクについても、同様の考え方でいいんじゃないかというような意見をいただいております。

あと下の方は、全体的な4案のそれぞれの共通でございまして、また後で説明させていただきます。

それと真ん中の、この「新契約(案)」というところで、この内容でございまして、前提条件なんですけれども、一旦、原分収林契約を解除させていただいて、その上で分収割合

の変更をして、新たに契約を結び直す。そして管理は公社ではなくて、新たに結び直した、例えば森林組合等に管理をしていただくという形でございます。

分取割合については公社の、例えばなんですけれども、今の60%を50%に下げて、その分を管理いただく森林組合の方に分取割合を持っていくという形で試算をさせていただきました。

併せて、公社と同等の森林整備補助金等が受けられるような形をとった場合という前提条件でやったら、メリットといたしましては先ほどと同様でございますが、一旦契約解除をするということで、有利子負債とか将来負担は当然軽減されると。

さらに森林組合がやるということで、今までよりも効率的な経営ができるということで収益向上が見込まれるとか、あと、公社側にとってみれば森林管理も全部お任せができるし、土地所有者の対応も新たな管理者にお任せができるというメリットがございます。

一方、デメリット。これも一番のポイントになるんですけれども、契約の解除と新契約をするということは土地所有者の同意が必要になりますので、ここが一番のポイントになってくると思います。

例えば今の想定では、土地所有者の分取割合は今40%あるんですけれども、40%を変えない形で試算をしてございますが、仮に分取割合を下げるとかいうことになると、土地所有者との交渉にハードルが上がるということが想定をされます。そういう課題、これが一番のポイントだと思います。

もう一つのポイントは、2ボツ目なんですけれども、森林管理の受け皿となる事業体の確保で、例えば、この森林組合さんとか民間の企業さんとか、そういう所にこういう条件で果たして同意がいただけるのかどうか。いわゆる、ここが二つ目の大きなポイントになってくると思います。

前提条件としましては、今、公的団体ということで公社がこの事業をやれば85%の支援があるんですけれども、組合等になると通常は補助金が68%になります。これを何とか公的団体である公社と同等の補助が受けれる、補助もしくはそれと同等の支援が前提になってくるんじゃないかなと考えており、どういった支援が効果的なのかというところを、詰めていく必要があるということでございます。

この場合の収支については、33億円ほど今より改善されるというふうに一応シミュレーションはしてございます。

あと、土地所有者対応等々のこの分析につきましては、先ほどとほぼ同様でございますが、森林組合がやるということで材を有利に販売というところを◎にさせていただいたのと、土地所有者対応というところは全部▲にさせていただいてます。これはやはり、土地所有者との交渉に労力がかかるんじゃないかなと。同意いただくのも、条件によるんですけれども、非常に労力がかかるんじゃないかなということで▲にさせていただきました。

あと、森林管理とか伐採後の管理は新たな管理団体にお任せしますので、現状と変わらないということでございます。

それで委員さんから意見をいただいたのは、先ほどもちょっと課題ということでお話をさせていただいたんですけれども、85%の補助ないし、そういう支援が前提になるんじゃないかなと。

それと、土地所有者からの十分意見を聞くことが必要じゃないかというようなことでございました。同じことなんですけれども、やはり想定される森林組合等の意見を十分聞くということが重要だというご意見をいただいております。

次の、「資産持ち株会社（SPC）の創設（案）」でございますが、これは新契約同様に、原分収林契約を一旦解除をしまして、あと持ち株会社、これはペーパー会社のようなものになるんですけれども、県と書いてあるんですけれども公社、そして森林組合等、それから民間団体、複数の出資により設立することを想定したものです。

あと県というか公社と、それから土地所有者には現物で山と土地を出資していただくというシミュレーションでございます。

その場合のメリットといたしましては、この有利子負債云々は先ほどの説明と同等でございますが、この場合民間の会社が入ってくるということで、販路が期待できると。経営についても民間感覚で経営をするということで、収益力の向上が期待できると。

あと管理状態については、先ほどの新契約と同等に、最終的にはSPCが森林組合等に再委託というか、委託するような形になりますので、ここは森林管理とか土地所有者の対応も全部管理する団体にお任せするということで、森林整備公社にとってはここはメリットがあるということでございます。

あと伐採後の新植についても、会社の方でお願いをするということをご想定しております。

それとデメリットの部分でございますが、デメリット・課題でございますが、やはりどうしても土地所有者がSPCに、今のシミュレーションでは土地と地上権、いわゆる40%現物で出資していただくということをご想定していますので、果たして土地所有者が土地も、そして地上権も出資をしていただけるかどうか。ここがポイントになってくるということでございます。

当然リスクもございます。会社が倒産すればもう出資しっ放しということも想定をされますし、あと配当が本当に十分受けれるかどうか、そこも未確定な部分がございます、そういうことを土地所有者に十分理解していただく必要があるということでございます。

あと、SPCの会社が実際に管理をするということではなくて、そのSPCの会社が実際に森林管理をやっていただける組合とか民間の会社にやっていただく、委託をする形になると思うんですが、その委託を受けてくれる森林管理事業体を確保することが必要になってきますので、これも先ほど同様に、一定の県の支援の裏付けがなければなかなか厳しいかなと。そういう課題があるということになります。

それと4ボツ目になるんですけれども、資産持ち株会社でやる場合は、一定の森林管理面積を確保した上で会社を立ち上げてやるという形でなければ、厳しいのかなということ

で、デメリット・課題で書かさせていただきました。

収支不足については、31 億円ほど収支が改善するということにさせていただいております。

あと分析のところにつきましては、ほぼ新契約と同様でございます。ポイントはやはり土地所有者対応が非常に大変だなということでございます。

それと委員さんからも、やはり土地所有者がポイントだと。なかなか土地所有者に理解を得られるのが、この SPC 案は難しいんじゃないかなという意見をいただいております。

あと、仮に出資をする場合に資産評価をどこが、どうやってやるのかと。例えば第三者、不動産鑑定士等にやっていただくということになると新たにコストもかかると。そういう手間隙も想定をしなくてはいけないというようなご意見もいただいております。

最後の「購入（案）」でございますが、これは土地所有者の受益権と土地を公社又は県が買い取るという案でございます。

この場合も、一旦買い取った段階で繰上償還をするということを想定をしております、そういった意味では先ほどと同等に、借金は軽くなるということにはなると思っています。

それとか、あと環境林として管理するということで、公益的機能の維持・向上が図られるというようなメリットがあると。

一方で、そのお金を構えないといけませんので、それとあと購入したら後の森林の管理とか整備費用が発生するというので、今の収支見通しの 160 億円に加えて、さらにそういった負担が増えるというデメリット・課題がございます。

結果としまして、14 億円ほど今より、購入すれば収支が悪化するというシミュレーションにさせていただいております。

で、県民負担のところも、当然公社が管理するというシミュレーションをさせていただいておりますので、管理費が今より悪くなると。あとは現在と同様という形で、一応分析をさせていただきました。

委員さんからもやはり、今将来負担の軽減策を検討している中で、よほどの事情がないとなかなか購入というのは厳しいんじゃないか、というような意見もいただきました。

ただ、今回の森林法の改正ということで、後でまた報告事項で説明をさせていただきますけれども、保安林その他、公益的な機能を維持する山林として、地方公共団体、例えば県が買い入れる場合は、国から 2/3 の補助があるとかいう新たな制度改正がっておりますので、ケースバイケースと言いますか、事情によればそういうこともあると。全然選択肢として無いということではない、というふうに理解をしております。

あと総合的な意見ということで、下の端に全体的に、委員さんから意見が 7 項目ほど出ております。

例えば、上から 4 ボツ目にありますように、土地所有者の意向をやはり一応聞いてみる必要があるのではないかという意見もいただいております。

また、県それから森林組合、受けていただく森林組合に一定の負担をいただくというこ

とではなくて、やはり土地所有者にも一定負担を求めるということも検討すべきではないかということの意見もいただいております。

そのほか、この案というのは、公社から見たメリット・デメリットになっているけれども、土地所有者側から見たデメリット・メリットの整理もいるんじゃないかというようなご意見もいただいております。

で、土地所有者側から見たデメリット・メリットということになりますと、どうしても土地所有者側から見れば、デメリット・課題が多い案にはなっております。

例えば売却案でいきましたが、自分の全部山になりますので、自由に使用ができる一方で、お金の調達をどうするかとか、今後の管理をどうするかとかいうようなデメリットもございまして、やはり新契約になっても組合によって経営に差がありますので、現状のように公社に任せしている状態と同様にできるかどうかという、ちょっと不安もあるんじゃないかというところもあります。また、SPCについては先ほど説明しましたように、全部出資をするとちょっと不安だと。配当も今後、本当にあるかなというような部分で、土地所有者にとっては抵抗があるんじゃないかなということもございます。

購入案については、時価ということで、高い値段では買えないかもしれませんが、現金収入が土地所有者にあるということで、土地所有者側から見ればメリットは一定あるのかなと。ただ購入は、原則非常に厳しいという認識でございます。

次の資料2の、「収支不足額」の計算のところをちょっと説明をさせていただきたいと思っております。さらに細かい説明になって申し訳ございませんが、お願いいたします。

収支計算でございますが、まずこの「売却（案）」。

冒頭申しましたように、トータルで166億円の収支不足があると。これに対しまして、将来伐期を迎えて売った時に売れるであろう、いわゆる「分収推計金額」。これはC・D・Eランクの山ということでやらせていただいているんですけども、これが81億円あるということでございます。

一方③④、「将来投資額」「将来利息額」というのが、売却することによって不要となる。単純に収支で考えると、よくなる額というふうに考えていただければいいと思います。

ただ、売却する時には将来の売却試算額、81億円ではなくて、時価売却ということ想定しております、43億円という額、81億円が43億円になるということで一応シミュレーションをさせていただいております。

この43億円の金額のはじき方は、前回ちょっとお話しをさせていただいたと思うんですけども、一番下にボツの2で書いておりますが、「時価評価した場合の収入」というのは公社営林の平均伐期齢、これから平均林齢を差し引いた期間が37.43年ございまして、それと政策金融公庫の基準金利1.7%。これにより算出した割引率ということで、ここに計算式を書いてございますが、最終的に1.879という数字が出まして、将来売れる金額をこの1.879で割った額が、今の時価評価額という形でシミュレーションをさせていただきました。

これでいくと、「将来負担見込額」が 152 億円で、13 億円ほど改善するということでございます。前回説明させていただいた際には、これを無償譲渡、時価評価した場合の 43 億円をゼロということで試算しましたので、この 152 億円じゃなくて、196 億円ということで、29 億円ほど赤字が増えるという、そういう説明をさせていただいています。

今回それを時価売却ということで、シミュレーションをもう一つ増やさせていただいたのがこれでございます。

次に「新契約(案)」ということで、これ上は先ほどと同様でございますが、将来投資額・将来利息は、これがいらなくなると。一方でこの不要となる経費の将来投資額、特に将来利息額のところなんですけれども、20 億円ございますが、これの元金を、もうこれ新契約にした時に全部繰上償還をするということを想定してございます。

そうした場合に、県の繰上償還をするためのお金、44 億円ほど元金があると説明しましたけれども、そのお金を新たに県が借りる必要があるということを想定させていただきまして、これは長プラの年 1.6%で 10 年間借りた際の利息ということで試算させていただきました。将来利息が 20 億円全然いらなくなるとのことじゃなくて、繰上償還した時にもう 1 回借り直すための金利が発生するというので、これを 4 億円積まさせていただきます。

それとあと、下の 3,900 万円というところがあるんですけれども、これは契約をやり直す。やり直すということは、土地所有者が結構何百人もおりますので、その方たちに交渉するための人件費がいるということで、これを嘱託の方 2 名を 5 年間集中的にやるということで約 4,000 万円弱、3,900 万円、これが新たに発生する経費ということで積まさせていただきます。

あとこの新契約で変更すると、いわゆる公社の分取割合を 60%を 50%に下げて、10%は新たな管理主体にお渡しすることを想定し、元々 60%、上の②の 81 億円のお金が入ってくる予定が 67 億円に減ることになる、13 億円ほど減になるという試算をさせていただいております。

計算をしますと、132 億円の将来不足見込額になりまして、「収支不足額との差額」は 33 億円ということでございます。

これはどういうことかと言いますと、要するに売却の時、左上の 43 億円という数字を先ほど説明させていただいたんですけれども、これは今売ったら 43 億円の収入。ただ、将来 50%の分取を受けたら 67 億円ということですので、木材の分取価格でいくと、ここで 20 数億円のお金が浮くこととなります。

一方発生する経費としまして、先ほどの繰上償還の 4 億円や、人件費の 3,900 万円が新たに必要となりますので、それを差し引けばこの 33 億円という、先ほどの売却よりは、新たにいる経費があったとしても収支はよくなるという、そういうイメージで考えていただけたらと思います。

「資産持ち株会社 (SPC) の創設 (案)」のところなんですけれども、これも上のほうは

一緒でございます。これも当然繰上償還ということで、4億円の新たな調達利子が発生するという事と、新たな経費というところは、これも交渉が必要になりますので、3,900万円の人件費がいます。

それと13億5,500万円という数字。これはSPCの会社も、それを森林組合等々に管理を任せるといったことになった時に、ただでやってもらうというわけにはいきませんので、これは一定管理費用をここで見なければならぬということで、いわゆる先ほどの分取割合の10%という話があったんですけれども、それに見合いのお金を一応新たな経費ということで、積みさせていただきます。これが13億円ほどあるということでございます。

その下に「SPCによる公社受益額」という⑫番の数字があるんですけれども、これがいわゆる出資を公社が現物で60%した際に、配当を受けられる額が全体の額からいうと、土地所有者と、それから現金で民間の会社等に今1億円ほど出資をしていただくような想定をしてまして、全体で案分をすると下がると。

配当金額がそのままにならないということで、こうなっておるんですけれども、左にありますように計算式は、立木の総収入額、いわゆる公社の、今だったら公社の6割と土地所有者4割、全体を足すと135億5,700万円ほど立木の総収入が将来見込まれますけれども、その収入から先ほどの管理費用の10%を引いて、残りを案分。今言った公社と土地所有者と、SPCに出資いただいた会社との案分比率で掛け算をした額が、一応配当額ということで65億円。これで試算させていただきます。

計算しますと、収支不足額が134億円ということで31億円ほど今より改善するであろうという、そういう試算をさせていただきました。

それとあと「購入(案)」のところなんですけれども、購入案についても上の4行は同様でございますが、一番下に3行、28億円と7億8,000万円、20億円とあるんですけれども、これは購入費用として新たに発生する経費ということで、「土地所有者の40%分の購入費用」、これを28億円。そして「土地の購入費用」、これヘクタール当たり10万円ということで試算をさせていただいてるんですけれども、このお金が7億円。そして伐った後に「再造林をする費用」ということで、20億円。これが新たな経費ということで試算させていただきました。

土地所有者の土地と上物の40%を買う資金調達をするための金利。それを3億3,000万円ほど見込みまして、先ほどの繰上償還の4億円に、この土地所有者の40%土地購入費用として資金を借りた分の金利を上乗せしたものが、この上の7億3,500万円ということで新たに発生する経費として試算させていただきます。

これでいきますと、14億円ほど今より収支が悪くなるという試算をさせていただきました。

あと、資料2の次のページはそれぞれの解説でございますので、ここは説明を省略させていただきます。

収支不足額と、あとこのメリット・デメリットについては以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

前回からの引き続きの課題であります、「経営方針の具体的な見直し」の中での分離・分割。不採算林を整理するということですね、分離・分割して。その案として4つぐらいの方法が考えられるということで、それぞれの4つの方策についてのメリット・デメリット。あるいはそれぞれについての最終的な収支不足額の見通し、それについて報告をいただいたわけですが、いかがでしょうか。

委員の皆さま、今の事務局の方からの説明に対しご質問・ご意見等ございましたら、どなたからでも。

(橋本委員)

資料2で、この新契約案とSPC案ですと、数値がかなり改善されていて、その要因の一つが③番の将来投資額。これがなくなるということで、数値がかなり改善されているんですけど、この30億円という数値は補助を県からもらって実施している事業ではないでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。85%補助金がございます、その残りの15%の分を積み上げると、この30億円になるということでございます。

(橋本委員)

85%の分はここには入っていないということ。

(事務局)

ここには入っていないということです。

(根小田委員長)

3番目の案のSPCのところですけど、ちょっと確認したいんですけど、「森林組合等民間経営体の出資による」とありますけれども、森林組合以外の経営体で手を挙げる可能性がある経営体というのは具体的にあるんですか。手を挙げる企業、こういう方針を打ち出した時に。

(事務局)

昨年度からですか、1企業といろいろ話をしております。ただ、県といたしましては最終的に仮にSPC案ということでやる場合、特定1社の企業さんだけに投資をしていただい

てやるというのは、少し課題があるのかなと。例えば森林組合も含めまして、複数の企業さんに出資をしていただいた形で、運営をするような形がいいんじゃないかなというふうには考えてます。

(根小田委員長)

複数の可能性もあり得るということですか。今1企業とだけ感触があるということですが、けれども。複数になった時に。

(事務局)

そうですね。ほかの企業とは接触しておりませんが、もしこういう案が前へ進んでくれば、そういうこともやはり検討していかなければならないかなと、いうことだと思います。

企業は、公社保有の山を一括で管理出来るというところに大きなメリットを感じているようでございますけれども、公社の山が1社独占というのは問題があるのかなと。

(根小田委員長)

その場合 C・D・E、いわゆるこの不採算林全部を管理するということになるんでしょうか、民間の企業で。

(事務局)

そこまでは詰まった話にはなっておりません。

(根小田委員長)

そうすると、不採算林の中のある一定部分を引き受けてもいいよ、という話になる可能性もあると。

(事務局)

そういうことを含めまして、協議中でございますが今私どもの方でA・B・C・D・Eとランク付けしているものを、企業から見たA・B・C・D・Eのようなランク付けがどうなるのかというところを、独自でシミュレーションされておるやに聞いています。

(根小田委員長)

分かりました。

(森永委員)

あくまで参考なんですけど、例えば土地所有者が買う場合、資金負担が当然あるという

ことなんですけど、マックス所有者の方でいくらか、あるいは最低の額でいくらか、あるいは平均額でいくらぐらいなのか、その辺りがちょっと分かれば説明していただきたいと思いました。

それとこの委員さんの意見の中で、売却案の中で、「E ランクなら無償譲渡も可能ではないか」とかありますけど、無償譲渡になると税金はどうなるのかなと、いうふうな疑問です。課税関係が発生するのではというところは、専門家の方のご指導をいただきたいと思います。

(事務局)

売却の話につきまして想定しているのは公社の地上権 60%の話なんですけども、それは山々で資産価値がかなり違ってくると思いますので、例えばヘクタール当たり 30 万円の山もあれば、100 万円近い山もあると思います。先ほど売却、資産持ち株会社の所でもお話させていただいたのですけれども、山をいくらの時価にして、それを土地所有者とどういうふうに交渉していくかというところがありますので、一概には言えない部分はあると思います。

ただあまり高い価格でうちが買ってくれと言っても、例えばうちが今まで投資した額で買ってくださいと言っても、とてもじゃないですけども土地所有者には買っていただけないと思いますので、最終的に評価する時には 1.876 とかいう、そういう単純な割った数字じゃなくて、山々で決めていく作業があるんじゃないかと思います。

それと税金の話はちょっと勉強不足で、調べて次回お答えをさせていただきたいと思います。

(森永委員)

土地所有者の方の資金負担があるということなんですけど、じゃあ 1 人当たりどれくらいいるのか、それは実現可能なのか、それとも難しいのか。ものすごく価値のある山を持っておられる方はそれ相当の額になると思いますけれど、あまり価値のない山を持っている方はそんなに資金負担がいらぬのではないかと。

だから中間ぐらいの方はどれくらいの資金負担があるのか、それによってお話の仕方も変わってくるんと違うかなと、ちょっと感じた次第です。

(事務局)

公社の平均の団地の面積は 17ha ぐらいだと思うんですけども、例えば県行造林の売却価格というのが安い所で 30 万円とか、それから 50 万円とか、高い所でも 100 万円ぐらいになってます。

例えばそれを 50 万円だとして、17ha を掛けてその 6 割分ですので、17ha で 400 万円ぐらいの負担になるという計算になると思います。

(根小田委員長)

はい。その他いかがでしょうか、委員の皆さま。

この4つの案の2番目・3番目の場合のデメリットのところにも書かれてましたが、これまでの公社に対すると同様の、つまり管理を引き受ける森林組合だとか、そういう民間の会社が委託する事業体だとか、そういう所に対する県の支援ですか、これの継続が不可欠みたいなことを言われてましたけれども、その点について結局、県の財政から見てこれまでの公社に対するのと同様の補助というか、支援というのはできるのでしょうか。

(事務局)

そこはこれからの検討課題なんですけれども、少なくとも今まで公社に85%出していたわけですから、それが例えば森林組合に替わったとしても、県の持ち出しは変わらない。ただ、要件的に公社でなかったら68%ということですので、負担は変わらないけれど、その理屈立てを考えていかなければならないといふうに考えております。

どういった形でできるかは検討が必要ですが、新たな補助金の創設とか、理屈立てをして、もしそういうことが必要であれば、考えていかなければいけないといふうに思っています。

(根小田委員長)

はい。いかがですか、その他。

それから4番目の購入の場合に、これも先ほどの、なんか後の方で説明いただけるそうなんですけれど、森林法でしたっけ。それとの関連で。その4番目の考え方・方策についても、部分的にはあり得るといことになりますか。

(事務局)

あとで説明をさせていただくんですけれども、最近、外資いわゆる外国人が特に北海道なんかで山林を買収しているということが記事になっていました。買収された山林が伐られると非常に困るといことで、そういう水源確保に必要な山については保安林指定をしてもらおうと。保安林指定をすれば制限がかかりますので、そういう取り組みも最近は始まっているという記事がありました。

それと同一になるかどうかは別としまして、そういう水源かん養とか保安林ということ、例えば地方公共団体が持つ。買う場合に2/3、国から補助が出るような新たな森林法の改正で、措置がされたので、当然全然ないわけではないといふうに考えております。

ただ、何でもかんでもということにはもちろんなりませんので、それはもう山を見てということにはなろうかと思えます。

そういう余地はできてきたということでございます。

(根小田委員長)

いろいろいくつか質問・意見が出ましたが、他いかがでしょうか。

(橋本委員)

新契約案ですが、公社の収入の減少が、当初②番の分収推計金額 81 億円あったのが、新契約になると、これは仮だということだと伺ってるんですが、60%から 50%になるということで、⑨番の 67 億円に減っているということですね。公社の取り分がここで 14 億円減っているわけですね。

金利負担が④番の将来利息、20 億円ありまして、これを繰上償還できて、⑥番の利息が新たに発生するんですけど、ここで 4 億円追加で今後発生するようになるんですが、この差が 16 億円利息が減っているんで、これの収入は減るんだけど、コストもそれに見合っただけ減るということで、一定の合理性がある案ではあるんですが。

ちょっと気になるのが、将来投資の 30 億円、先ほども伺ったところなんですが、30 億円に減るということで、この 30 億円をそしたら今後どこが負担するのかということになると、その受け皿となる事業体が負担していくことになると思うんですけど、その受け皿となる事業体の収入・取り分はと言うと、公社の減った取り分に相当するんだと思うんですが、それが約 14 億円ほど事業体の受け皿に入るようになると思うんですけど、その 14 億円で、この公社が予測した 30 億円分のコストを賄えることができるのかどうかというふうに思っております。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。

いわゆる管理事業体に任せた時に、右斜めにあるんですけども、正確に言うと SPC に係る森林管理経費、立木総収入の 10%という額、13 億 5,000 万円。これがいわゆる民間の事業体、例えば森林組合さんが受けて分収割合の 10%はいただける額、というふうに考えていただいたらいいと思うんですけども。

公社がやって 30 億円であったものが、森林組合さんが受けてやって、13 億円で管理・経営をやっていただくという、そういう試算をしておりますので。しかも 13 億円というお金は、将来的に、最終的に受け取れるであろう分収割合ということですので、これが本当にこのとおり入ってくるかどうかというところは、不確定でございます。

だから、ここの分収割合ではなかなか受けづらいと。もうちょっと、例えば森林組合さんの分収割合をもっと、20%に増やしてくれということになりますと、当然ここの 67 億円のところがさらに減ると。収支としては悪くなるということが想定されます。ここは森林組合さんの意見も聞きながら、どのあたりでならお願いできるのかなというところは、あ

らためてご相談をさせていただきたい部分であります。

あともう一つは、分収割合を変えることで、例えば間伐収入が仮にあった場合は、少なくとも分収割合に応じて、少ないですけども10%は森林組合さんが、これは確実に貰える。その部分はここの中には試算しておりませんので。

そういった収入についても今後お話し合いをしていく中で、ご相談できる余地があれば、考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(高村委員)

この新契約案というのは、私もちよっと興味を持って見ているわけなんですけど、確かに30億円かかるコストを13億円で賄うというのは難しいことかもしれないですけど、今までの森林公社さんのやり方を見ていると、分収林からの搬出を分収林だけで考えている。それで実際、見に行った山なんか搬出するための作業道がなかなか取れないので、搬出コストがかかるというふうな話があったと思います。

そういうところを森林組合さんが請け負うと、分収林だけではなくてその周りの山も含めて団地化をするということをするんじゃないかと。そうすると、その周りの山も含めて作業道を組むことができるので、搬出コストが劇的に下がる可能性があるんですね。

それは可能性にすぎなくて、こういう紙を見ているでも全然本当にそれがいけるかどうかというのが分からないので、実際にこの分収林だといくらコストがかかる、こっちだとこういうふうになるというふうに、山々によってどれくらいのコストがかかっていくかというのは、違って来るんじゃないかと。それを一律1割とかいうふうなコスト計算をするのは、ちょっと危険な気もするんですけど。

山々をそういうふうに評価して行って、どれくらいのコストがかかるかというのを評価していくといいのかもしれないなど、ちょっと思いました。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょう。どうぞ。

(森永委員)

この会、何回かこれからもあると思うんですけど、できたら絞り込んでいければいいかなと思うんですけど。

その中で、先ほどお聞きしました立木を売る場合、平均で17haで400万円ということだったんですけど。我々の共通認識を持った方がいいのかなと思うんですけど、この400万円の資金の捻出、これは可能なんですかね。

一般的に言うと400万円、今お金がなかったら、どこかから調達せんといかんと。そう

した場合に銀行さんは、400万円用立ててくれるかなという、そういう素朴な疑問なんですけども。その困難性といいますか、その辺りは共通認識を持っておいた方がいいのかなと思いますけど、どうでしょう。

(事務局)

その400万円の担保になるのが、山ということでやっていただければ、もしかしたらそういう融資もしていただけるかもしれません。

県営林でいきますと、買いたいという土地所有者はかなり今少ない。いわゆる売りたい土地所有者は多いけれども、買いたい土地所有者というのは、感覚的なものなのですけどおそらく数パーセントくらいしかいないんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、もしそういう資金に余力がある、銀行から借りてでも買いたいという方がおれば、それはぜひこういう形で契約解除ということでやりたいということでございます。

(根小田委員長)

いかがですか。

(森永委員)

私、個人的に言うと、400万円のお金を右から左へ都合するのは難しいかなと、お金を持っている人やったら別ですけど。そういうところから、やはり絞り込んでいったらどうなんでしょうかという話、売却案は。

(根小田委員長)

売却案については最初からかなり土地所有者の方は、こういう案に応じる可能性というのは小さいという。ただ、部分的にはあり得るということで、ずっとこの間の議論でいくと、どれか一つだけでいくという形にはならなくて、山に応じてとか土地所有者に応じてとかいう形になるのではないかな。

SPCがどこまで可能性があるとか、やってみないと分かりませんが。新契約についても、全部これでいけるかというところはならないということで。具体的な実施の段階では、出来る方法を選択してやっていくような形になる可能性はあるのではないのでしょうか。なんかそんなふうに思っているんですけども。

事務局の方もそういうふうに考えていると、ちらっと伺ったことがあるんですが、どうですか。1本に絞って、この委員会で方策を一つに絞ってそれでやるというふうには、必ずしもならないというふうになるのではないですか。

(事務局)

そのとおりだと認識しております。

例えば、新契約案を軸に売却、いわゆる買ってくださる土地所有者がおれば、売ることもあるであろうし、場合によってはそれを県の方がダイレクトに買うというケースも全然ないわけではないと。やはりケースバイケースではないかなということだと考えています。

(根小田委員長)

その基本線は、要するに不採算林は切り離してやっていくのが基本になるわけですよ、いずれにしても。

(事務局)

土地所有者との関係、そして受け皿の関係、この二つがポイントになってくると思いますので、ここがクリアできれば切り離し案というのも有力な方法ではないかなというふうに考えています。

(中越委員)

資料2の一番下の※印の2の脚注の文ですけど、「公社営林の平均伐期齢から平均林齢を差し引いた期間(37.43年)」ということは、平均的な伐期齢と今の林齢、これを見ても我々の考えているよりも、より以上、まだ平均37年間管理をしないとイケないということになるということですので、我々が感じているよりまだ長い。10年～20年かなというふうな感覚でおったんですけども。

(事務局)

これは、単純に時価評価をする場合の公式のようなものがございまして、それを単純に当てはめているということでございます。

いわゆる契約期間を80年に伸ばしてしますので、それからいうとこれから先の平均期間が37年あるということで、試算を一応はさせていただいております。

(事務局)

補足をさせていただきますと、契約延長、80年まで延長をさせていただいているんですけども、それも60年から80年に伸ばした場合に、その80年にならずとも公社と土地所有者の間で伐りたいということで合意できれば、例えば70年の時に伐れるという契約になっていますので、そこをよろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、その他の委員構いませんでしょうかね。

いろいろご意見いただいたんですけど、この4つの方策の中で、新契約もしくはSPCあたりが軸になるのかもしれないんですが、それを進めていく時に一つ大きな問題になるのは、

今後の管理、この不採算林の管理をやっていただく受け皿の方の意向というか。それとも一つは土地所有者の意向ですね。

その二つのところがやはり大きなポイントになるようですので、この辺については具体的に、公社が今管理している分収林事業に係わるような土地所有者及び森林組合さんとか、その辺りのところの具体的なお考えをかなりきちっとつかんで整理をしておかないと、なかなか先へ進めないような気がするんです。

その辺のところは、今後少し時間をかけて事務局の方でやっていただいて、その全体像を我々としてはイメージしながら、最終的な詰めのところへいくというふうになるうかと思うんです。

そういうことでよろしいですか。どうですか、事務局の方。

(事務局)

先ほど、高村委員からもお話がありましたように、山を一律にじゃなくて、団地化をしたら当然コストも下がりますし、85%の支援を確保すれば受けていただける山も当然あると思います。時間がなくて、主要な森林組合さんからも意見を聞けていない部分もございますので。

事務局としては個々に森林組合さんを当たらせていただいて、その意見を踏まえたものを、次回の委員会でご報告させていただくような形でお願いできたらというふうに思いますが、どうでしょうか。

(根小田委員長)

はい。もちろんそこまで突っ込んでいかないと次の段階にいかないと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

それと、土地所有者の方はどうですか。土地所有者については僕の知り合いの元職場の同僚なんか、この分収林事業に係わっている土地所有者の具体的な、「どこの山が誰の所有だということがきちっとつかめているんでしょうか」というようなことを疑問に質問をしていましたけど、その辺は全部一応きちっと、つかめることはつかめるんですか。

(事務局)

公社の方で土地所有者に当たってくださってしまして、いわゆる相続人がたくさんいて、なかなか全部の把握はできていません。

ただ、例えばなんですけども、その意向を聞く方法としては、委員さんの方からも意見がありましたように、例えば公社の監事会を通じまして、市町村経由でアンケートを取るとかいう方法もあるのかなど。そこはちょっと検討をさせていただきたい。

土地所有者の意向につきましても、併せて事務局の方で把握させていただきたいと思えます。

(根小田委員長)

それも並行して進めていくということなんですかね。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

大体そういう方向で、次の段階をもう少しまた先へ話を詰めていくということになりそうなんです、今日のところで何かほかに特にご質問とかご意見とかございましたら。

今の管理の受け皿になっていただく森林組合さん等のご意見を十分、具体的に聞いてみるということと、土地所有者の意向をつかむ努力をしていただくということで。それを事務局の方で精力的に進めていただいて、次の会で新たにさらに詰めた検討をしたいというふうに考えております。

今日は経営の見直し案の改革プランの根幹部分の話はこれくらいにしまして、次に移ってよろしいですか。

それでは、次の報告事項の全国の林業公社の、同様の問題に直面しておりますが、動向について。それから森林法の一部改正の概要について、その二つのことについて報告をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

## 2 その他（報告事項）

### (1) 全国の林業公社の現況

### (2) 森林法一部改正の概要

(事務局)

それでは、報告事項ということで、まず資料3をお願いをいたします。

「全国の林業公社の現況」ということですが、実は第4回の検討委員会の中で、お手元にもございますが、全国での高知県のような経営改善計画とかプランの策定状況などについて説明をさせていただいています。

去年の9月以降に動きがあった公社を主体に、再度資料を手直しをさせていただいたものとなっております。この中で、色塗り、ちょっと灰色のような色で塗ったものが9月以降に動きのあった公社でございます。

38公社ございまして、この中で実はちょっとぎらつくんですけれども「解散」という公社が3公社、すでに解散になった公社がありますし、解散の方向で話を検討しておる公社が、上からいくと青森県以下4公社ございます。全部で7公社が一応解散の方向、もしくは

は解散ということで、残りの31公社につきましては存続と。または検討中ということでございます。

先だって、林野庁の方へもまいりまして、森林県連合の各県とも情報交換をさせていただいたんですけども、現在のところ先ほど申しました7公社以外では、そういった動きはないということを聞いております。

先ほどの色塗りの部分を抽出をしたものを、次の横長の表で付けさせていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

「平成22年度9月以降に動きのあった全国の林業公社等の状況」でございます。

上から、青森県から群馬県まで、東北の方が多いですけれども、この4つについては解散の方向でということで、現在作業が進んでおるやに聞いております。

あと石川県以下、鹿児島までは、改善措置を取りつつ存続ということのようでございます。

まず青森県につきましては、「行政ジャーナル」を付けてますけれども、平成25年を目途に県営林化を図ると。それと同時に土地所有者との契約変更をします。現在6:4を7.5:2.5にするということになっています。

ボツで一応、「公社存続の有無は検討中」ということで書かせてもらっているんですが、県営林化と同時に解散の方向ではないかというふうに聞いております。

負債の処理ですが、現在355億円ほどの負債があります。これは、三セク債を活用して公庫の有利子負債は返済をするし、県の債務については、立木で代物弁済をして足りない分は債権放棄をするという方向で、検討を進めているように聞いております。

それと宮城県につきましても、三セク債と債権放棄で解散の方向と。

栃木県につきましても同様でございます。

それと群馬県につきましては、部長の方からも冒頭に説明がありましたが、公社で初めてなんですけども、民事再生法の適用申請を3月にしまして9月に再生計画を決定と。25年に今ある公社は解散なんですけれども、別の公社に業務を引き継ぐという形を検討しておるということです。引き継ぐ際に、今ある負債、いわゆる公庫の負債と県債務は、三セク債と債権放棄で清算をした上で別組織に引き継ぐ、という形のようでございます。

それとあと石川県、この5番目になるんですけども。公社は存続ということなんですけども、実は市中銀行の高金利の有利子負債を、平成22年度に82億円、転貸債を活用しまして、繰上償還をしたということで、これも「行政ジャーナル」に載っております。これは一番下に「注2」というところがあるんですけども、「公社事業が収支相償であることが条件」となっています。

本県でしたら、例えば160億円ほど最終的に赤字が出る見込み、ということになっておりますが、石川県の場合は将来収支がトントンになるという計画を立てて、それを総務省が認可したということのようです。平成22年度限りというやに聞いており、次回はないよということのようです。

それと滋賀県。これは特定調停、裁判所が間へ入りまして、滋賀県造林公社・びわ湖造林公社を合わせますと、1,000億円を超えるような債務があって、これを圧縮しております。出資団体が滋賀県だけではなくて、大阪府以下9団体、滋賀県造林公社があって、82.7%を債権放棄をしたと。残りを公社を存続させて伐採収益で分割返済をします。

あと「そんな返済を待てん、今返してくれ」という自治体については、県が一旦公社にお金を貸し付けて、それで一括返済をしています。その2通りのやり方で一応整理をしたということです。

びわ湖造林公社については県の債務だけですので、これは83.6%を債権放棄をして、残りを分割で返済をするという形をとったということでございます。

それと京都でございますが、ここも一応存続で、現在の分収割合の変更ということで検討しておると。実は京都府は高知県のように6:4ではなくて、ほとんどが7:3の契約ということを知っております。問い合わせをみますと、やはり現状の7:3から例えば8:2とかいうことにするのは、非常にハードルが高いと。ただ、そういうことも検討しなければならぬということで検討中と聞いております。

それと長崎県。これは資料はお付けをしておりますが、負債を抱えたままこの二つの公社が、今年の1月に合併をしたということでございます。組織は変わっておりません。合併をしてこれから経営改善に取り組んでいくということを知っております。

それと鹿児島県。これも資料は付けてないんですけども、京都府と同様に分収割合の見直しを、ここは第8次の長期計画を現在公社が作っておるんですけども、その中でやはり分収割合の見直しということを知っております。これから取り組んでいきたいと。これを検討を進めていくということでございます。ただ鹿児島県に聞きますと、「やはり土地所有者に不利になるような分収割合の変更というのは、ハードルが高い」という話でございました。

これが全国の林業公社の状況ということでございます。

それと次に資料4。資料4は「森林法の一部改正概要」ということです。

今度の森林法の改正では、「森林の有する公益的機能が十分発揮されるような措置」といたしまして、大まかに言いますと、(1)から6項目ございます。

一つは、(1)所有者が不明の場合でも、例えば作業道を造るとか、そういう必要性がある場合は、使用権の設定を可能にするために意見を聞いて、やることができると。間伐についても所有者がいなくても、一定その必要な場合には行政の裁定でできるというふうに今度措置をされたということ。

それとか、(2)番にありますように、無届伐採についても災害の恐れ等がある時は、新たな伐採の中止とか再造林、そういう命令ができるというふうになったということでございます。

また、(3)番にありますように森林計画制度につきましても、「集約化を前提に、路網の整備を含めた実効性のある計画」ということで、作成主体がこれまで森林所有者だったんですけども、いわゆる森林組合についても作成をすることができる、というふうに改正

がなされたということでございます。

それと、(4)新たに土地所有者となった場合は、届出義務を課するという事になったということ。

そして(5)番目になりますが、土地所有者の情報を自治体レベルで共有ができるというふうになったということでございます。

公社に今回の改革プラン、直接関係するのは、先ほどお話をさせていただきましたが、(6)その他にありますように、保安林等で公益的機能を維持するために買う、自治体を買う場合に国が2/3以内を補助することができる、という新たな措置が設けられました。これが一番公社に関係する、今回の森林法の改正ではないかなというふうに考えております。

改正になったばかりで、ポンチ絵等のもっと分かりやすい資料がなくて申し訳ないですけども、そういう資料が出ましたら、次回の委員会で簡単に報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

全国の林業公社の動向について、及び森林法の一部改正の概要についてご報告いただきましたが、ご質問等ございましたら。

他の県の詳しいことは分からないですけど、宮城県とか栃木県というのは、要するに解散してあと分収林契約を全部解除して終わりというふうなことになるんですかね。

(事務局)

県と別途契約のスタートです。

(根小田委員長)

別途契約するんですか、県が。どこが事業主体になるんですか。森林公社は解散するんですよね。

(事務局)

森林公社を解散して、今公社と土地所有者とで契約を結んでおるのを、公社の代わりに県と土地所有者で契約を結び直すということになります。

(根小田委員長)

そうすると、青森県のやり方と同じですか、県営林化と。県営林化というのはそういう意味ですよ。

(事務局)

そうです。

(根小田委員長)

公社のかわりに県がやるということになるんでしょうけど。結局分収林事業自体は継続するわけですよね。

(事務局)

はい。公社がしていた事業を県が引き継いで全部やるということにおそらくはなるので、県は、そういった経費も人も構える必要が生じますので、それはそれで大変だと思います。

(根小田委員長)

要するに、今までの借金をちゃらにする代わりに金利負担を軽減しただけと。それで今まで県が出したお金はちゃらにすると。

(事務局)

そうですね。額が高知県より大きい所が結構ありますし。そういう思い切ったことをやったということです。

(根小田委員長)

そういうやり方なんですかね。

だけど分収林事業が持っている問題というのは、それで経営の課題だとか問題がそれで改善されるのかなという疑問がちょっとありますけれど、よその県のことですから。

何か特にございませんか。

(金子委員)

いただいている「47行政」という資料ですかね。それで、一番最後の京都です。ここで京都として、土地所有者が多いから半数の同意で、一斉に契約変更ができる、特別立法を国に求めていると。すごくいい、一見したらすごくいいなと思ったんですけど。これの国の反応とか、そういった何か情報とか、ございましたら教えていただきたいです。

(事務局)

昨年度から本県でも、こういった半数の同意で契約変更ができないか、そういう政策提言をさせていただいているんですけども、契約や、財産権の問題がありまして、すぐ特別立法とかいうことにはならないという説明を林野庁から受けていると聞いております。

今年も本件から同様の政策提言を準備しています。それから併せて森林県連合、いわゆ

る主要な県から、この内容については国の方に、うちの県だけではなくて各県総意ということで、改めて提言をするように今考えております。

(根小田委員長)

京都府知事、この前、知事会の会長になったから、力を入れるかもしれませんが。ほか、何か特にございませんでしょうか。

「行政ジャーナル」の雑誌に出ている京都府の山田知事の、「解散すると国の責任が不明確になる」と言う発言は、僕もずっと思っているんですけど、全国的な森林整備公社のこれまでやって来た分収林事業は、これについては国が旗を振ったわけで、僕は国の責任というのはすごく大きいと思います、森林施策のことですが。

やはりそここのところをどういう形になるのか知りませんが、日本政策金融公庫にしても、これは国の言わば政策金融ですから、特に県の債務の負担を軽減するという点について、もっと国は措置を講じてもいいと思うので、この辺は国に対していろんな機会にどんどん言ってほしいと思います。

その他、特にございませんでしょうか。

特にないようでしたら、報告事項はこれで終わらして、今日の議事は終了いたしました。今後の委員会の検討スケジュール等、事務局の方の作業を含めまして、スケジュール等について事務局の方から少しお話をいただけますか。

(事務局)

この検討委員会の今年のスケジュールにつきまして、ちょっと事務局の方からご相談をさせていただきたいことがございます。

お手元の資料の第10回の検討委員会をやった時、資料と言うか青いドッチファイルの中に、10回目の検討委員会の最後に「資料5」というのがあるんですけども。

そのスケジュール案で、9月までに5回程度、毎月1回ペースで委員会を開催しまして、改革プランを策定して議会報告ということで進めさせていただきたい、という説明をさせていただいたと思います。

しかしながら、本日も委員長の方からもいろいろ宿題もいただきましたし、また国そして他府県の動向も見ながら、十分煮詰めたものにしていただかなければならないということで。これから作業をしていくと、非常にタイトなスケジュールになってくるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

そのことを踏まえまして、事務局の方でも次回の委員会までに、今提示をさせていただいておりますスケジュールについても1度検討の上で、事前に委員さんに、相談をさせていただきながら次の委員会でこのスケジュールの見直しにつきまして、改めて図らせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(根小田委員長)

今日の委員会の中でも話が出ましたが、事務局サイドでかなり具体的な、公社がやっているこの分収林事業に係わる森林組合等のご意見、それから土地所有者の動向及びその意向なんかもつかむための作業がかなり必要だと思いますし、それをまとめていただくのに少し時間もかかるかなという気もいたしますので。

当初の、10回の時に出された、大体毎月1回委員会をやって9月で上げるという、必ずしもこのとおりにはいかないのではないかなという、事務局の感触だと思いますし、僕もどうもそういう感じもしますので、次回の委員会の時にもう少し後の方にずれる、最終的な改革プランをまとめる時期がちょっとずれるんじゃないかなとも思いますので、その辺の見通しを次回の委員会で事務局の方から出していただくということでもいいんじゃないかと思います。

委員会、委員の皆さまには、丸2年間の委員ということで、大変ご苦勞をかけますけれどもそういうことをご了解をいただきたいというふうに思います。

次回の委員会に見通しを出してください。

ということで、ほか特に連絡事項ございませんか。

そうすると次回の委員会は、今のところはまだ未定だということで。見通しが出次第、委員の方にまた日程の紹介等があると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日の委員会はこれで終了させていただきます。

お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。